

4月17日（木）13時30～15時25分

農林水産省第2特別会議室

### 第3回「有機JAS規格の格付方法に関する検討会」議事概要

#### <議題1について>

事務局より資料3、資料4、資料5、資料6について説明。

加藤：特別調査結果報告の資料3について確認。組織の別部門が、農家等に対して技術指導を行っている事例が11機関あったということについて、ガイド65の要求事項である体制は皆持っていたという理解でよろしいか。

島崎：審査の段階で文書上必ず確認されている。また、実際に文書上確認した事項を、監査で確認することになっている。

熊澤：資料3の調査項目以外で、有機JASに対する解釈のバラツキに関する調査は行われたのか。

島崎：特別調査は定期監査とは別の項目を行っている。定期監査についてはガイド65の要求事項を網羅的に調査しており、不適合が検出されたものについては是正措置を要求し、結果報告を求め、結果がOKにならないと監査が終了しない。

小林：複数の検査員が同じことをどう見たか、というバラツキについては確認していないのでわからない。

保田：登録認定機関の検査員講習で説明していただいているはず。

戎谷：資料4について、違反事例が発覚された場合の公表の仕方については慎重なプロセスが必要なのは、という意見はあえてはなかったのか。事業者が有機の認定を受けた後に違反が発覚して、プレスリリースされ、登録認定機関が業務停止にされた。場合によってはこういう件で認定事業者、登録認定機関との間で争いが懸念される。認定事業者が規格の変更等を認識していなかった場合は、登録認定機関の判定に過ちがあったという可能性を考えると、認定事業者の違反をプレスリリースで公表することについては検討して欲しい。

保田：どういうふうにしたらよろしいか。

戎谷：JAS規格違反になった経過や原因を精査し、明確にする必要がある。一方的な冷たい文章で「〇〇農園JAS規格違反」というのはいかがなものか、という感想。

島崎：JAS違反に対する取扱のご意見だが、違反の取扱いになるが、公表の判断は厳格な基準を持ってやっている。違反の取扱については、今回の制度の検討会にはなじみが少ないということで意見に入れなかったが、入れるべきということであれば入れる。

保田：入れましょう。

加藤：資料4について、「検査は厳格さが求められるが、登録認定機関に過度の負担になれば制度の継続が困難である」ということについては、その制度が要求してることであ

れば、応えることを前提にしていく必要がある。「検査員に検査結果を知らせない登録認定機関は問題である。」ということについては、認定機関連絡協議会の理事会で実情について議論したところ、必要に応じて検査員にも知らせる、必ず検査員にも知らせるという2つの考え方の機関があった。検査員は事業者に対する最終評価が終わって、検査報告書が提出されたところで仕事は終わる。その後は判定部門の担当であり、最終的に判定を検査員に知らせるかどうかは2つの判断に分かれたが、この資料の記述は、「検査員が要求しても登録認定機関は知らせない」ということなのか。そういう認定機関があるとは理解していないので、実情をお聞かせいただければ。次に「コンサルタントについて、検査員が目の前で認定事業者に指導できないというのは大きな欠陥があるかもしれない。」ということについては、2点のことが検査員の現場での指導には危険だろうと考えている。1点は、有機JAS制度では事業者が認定の技術的基準に基づいて生産・格付をするので、不適合事項に対する解決策を自ら見いだす力をもった事業者でなければならないのに、現場でのコンサルタントはこの解決能力を抑制してしまうので危険。もう一点は事業者の生産をゆがめるということ。検査員は基準についての判断はプロだが、生産については事業者がプロ。不適合を解決するための指導をやたらとすると、事業者の生産がゆがめられてしまうため、現場での指導は避けるべき。解決策としては、講習会を充実させ、自己解決能力を高めていくということだと思う。

保田：コンサルタントについては、実際にやっているのではなく、情報を一番持っている検査員が適切な指導を行えばいいのに、という発言。現実には適切に運用されている。

水野：検査員が最終評価を知るべき。検査員が報告したことを判定員がちゃんと理解してくれたかという確認と勉強のためにも、どういう判断がされたのかという情報は与えられるべき。検査員も判定に関わったという意味で、責任意識を持たせるのはいいこと。

戎谷：検査員の検査報告書を事業者に開示すべきということも前回発言した。判定の客観性、公正性を担保し、事業者が問題点に気づき改善するためにも判定結果通知や改善指摘事項だけではなく、検査員の報告書が事業者の開示され、自分の問題点を自分でチェックできる、コンサルがダメならせめてそれくらいやるべきという主張。

保田：今の認定機関の実態は。

戎谷：生産者から伺っているのは、バラツキがある。

水野：私が検査しているのは全て事業者に伝わっているはず。

保田：多くは伝わっていると思う。制度的にはどうか。

島崎：ガイド65上は、登録認定機関は評価結果を事業者に出さなければいけないことになっている。今おっしゃっている趣旨は、検査員の検査内容についてのことと思う。検査員の検査結果が判定委員会で変わる可能性は十分あり、評価結果を出すという意味と検査員の結果をそのまま見せるというのは意味が違う。

久保田：検査報告書が生産者にレポートそのものが知らされるということが普通だということか。

水野：検査員が検査結果を事業者を確認した後、判定員が判定するという手順だと理解していた。

保田：どこまでだれに公開するというのは、最終的に整理させていただく。

久保田：判断基準にバラツキがあるということについて、J A S 規格に不適合である場合、それを「停止」とするか「取り消し」とするかなどの各認定機関の評価について、このような状態の場合についてはこうすべき、という指針をF A M I C や農林水産省は持っているか。それは、判断を積み上げるようにして出されると思うが、現状では明らかにされていない。指導・監視を通して各認定機関がそうしたものを知るのではなく、他の方法で共有化できないか。

安井：どういう状況で取消、停止の判断をするということについては、J A S 法施行規則に記述しており、それを登録認定機関の業務規程にも盛り込んでいる。処分基準を標準にしたらという加藤委員からの提案もあり、私達も考えているが、事例を比較したくても処分事例が少ない。

島崎：農林水産省の監視班には判断基準がある。

小林：F A M I C も内部的な基準は持っている。

金子：前回から気になっていたが、登録認定機関が、この地域では農薬が無くても栽培出来る、この地域は農薬を使つてはいけないと判断をすることがしっくりこない。この範囲でやりなさい、というものが国から示されていればよいが、一番正しい答えを持っているのは生産者であるというなかで、検査員がこの地域は良い、この地域はだめ、というのではなく、F A M I C がその判断はやるべき。資材を使える地域とそうでないところがあるのは納得いかない。

保田：有機J A S 規格ではまず土作りの大原則があり、事業者が自己努力することとしている。ただし、その後の判断は難しいという話であり、資材間の差は無いと思う。

安井：資材をどう評価するかということについてはバラツキがあり、登録認定機関でそろえるところはそろえたい。例えば有機J A S 規格の種苗の基準では、有機の苗を使用すること、困難な場合は入手可能な最も若齢の苗を使用すること、それも困難であれば一般の苗の使用も可と、高いハードルから低いハードルまで認めている。事業者が一番低い経過措置の所のハードルを超えて申請してきても、本則の高いハードルを超えてなければだめだ、と登録認定機関が判断することもできるが、規格を設けた側も、現状の技術力を考慮して、規格改正のたびに議論すべきことだと思う。

保田：有機J A S 規格の見直しは平成21年なので、そのときに議論させていただく。

熊澤：どういう種子であろうと記録があるものを使用するのが当然だが、農家同士の種苗交換会で知人からもらったから大丈夫だ、として使われているケースもある。こうした種子は遺伝子組み換え技術が使われたかどうか確認できないことが懸念される

が、登録認定機関やFAMICは調べているのか。また、提出意見書を用意させていただいた。確認の意味でJAS規格とコーデックスガイドラインの比較表、コーデックスガイドラインの資料を添付した。有機JAS規格はコーデックスに準拠しており、元々の基準はコーデックスにあるということを考えれば、解釈のバラツキは少なくなると思うが、現在、登録認定機関や事業者はその基準が理解されていないのではと懸念している。また、私の「未来の子供達に引き継いでいくような環境を守る」という意見もコーデックスから来ている。最後に、日本有機食品認定連絡協議会から提出された標準中、三「登録認定機関連絡会議で農林水産省より求められていた事項について」の2「資材の適合性確認・評価の手順」及び四「認定機関の業務運営に係る標準のために審議すべきテーマ」の1「JAS法、施行令、施行規則、有機JAS規格、認定の技術的基準等に関する解釈のバラツキを是正するために検討すべき項目」はタイムリーな提案であり、精査される必要がある。

今村：特別調査の結果報告中、「格付数量がほ場の規模や作付け体系に見合う数量であるか否かについて特段の確認を行っていない」ということについては、ほ場に見合う数量を確定することは難しい。同じほ場でも収量がゼロの年もあれば、200%の年も有機農業ではあり得る。また、生産現場にとってコーデックスはあまり関係ない。農産物が規格に適合し、価格が見合って、それで認定されれば良い。消費者の信頼確保といった大それたことは考えていない。国のしっかりとした指針がないと生産者も生産段階で迷い、その結果認識が足りないと言われるのは困る。

志藤：認定機関の認定の仕方や資材の判定の仕方にバラツキがあり、認定事業者にもバラツキがあるという意見があり、日本有機食品認定連絡協議会の資料の中でも、「有機食品をめぐる事故や違反」の原因については事業者の理解不足、行程管理の未熟さが第一の理由として出されているが、生産者の立場からは、一つの認定機関にしかかわらないため、登録認定機関の差異を認識する機会は少ない。事故や違反の原因となるかもしれない情報を登録認定機関が持っているのであれば、一つの基準を作っていくことは、JASの格付方法の検討に大きな意味を持つ。登録認定機関だけでなく、FAMICや農林水産省も取り組んでいただきたい。有機JASが信頼されるものになるためにはバラツキが大きすぎることは良くない。一つの資材や種子、種苗の扱いに関する違いが生産の段階では何年にも渡って多大な影響があるので、私達もこれまで出来るだけ多くの情報を集め、研究し努力してきている。検討会としてもバラツキを克服するための検討をお願いしたい。

保田：業務の標準化か、事業者の資質向上かということが大きな話題になる。このような検討会を発足していただいたことに意味がある。

岩井：規格自体は民間規格でないということで、資材についてはポジティブリストにしていきたい。何が使える、使えないということを明確にすれば、生産者にもわかりやすくなり、漢方農薬のようなものにだまされることもなくなる。それは農林水産省

の仕事ではないか。J A S 規格に裁量があつてはいけない。どこに聞いても同じ答えが返ってこなければならない。事業者の審査の中でいろいろ不適合があると思うが、1 件 1 件の不適合事例を、登録認定機関の審査部門が F A M I C や農林水産省に報告をして、全体を共有すればよい。

島崎：資材については、コーデックスに準拠するようにしており、やむをえない資材というものはどうしても記述されているため、すべての資材をリスト化するというのは難しいという感想を持っている。

保田：資料 4 に今回頂戴した発言を加えて、次回にまた皆さんにお返しする。今回は検査員の資質向上を議題としたい。

福田：オブザーバーとして有機農業推進の立場から発言させていただく。有機農業は、有機農業推進法第 3 条の基本理念に明記されているとおり、農業の自然循環機能の増進、環境負荷の低減、消費者ニーズに対応した農産物の供給に資するものとして、これを推進することが法律に明記されており、今後、その取組が拡大していくものと考えている。他方、有機農産物の安全・良質を担保していく仕組みとして有機 J A S があるものの、有機農業で生産された農産物は相対取引が中心となっており、現在、国産の有機 J A S の供給量が少ないということを考える必要があるのではないか。前回の検討会で久保田委員が小規模農家と消費者の提携グループにおける二者認証制度をご提案されているが、そのようなことも考える必要がある。また、有機 J A S 違反の事例を見ると、一般の事業者によるものが多い中で、F A M I C における監査等でもきちんと対応することが必要である。安全かつ良質な農産物を担保すべき観点から、どういことをやるかといことを議論していただきたい。今村委員からは、優良な事業者の定期監査は 2、3 年に一度に緩和してもいいのではないかという意見もあったが、他の制度の運用も参考としつつ、弾力的な判断をするべきだと思う。

保田：福田氏のおっしゃったように、我々も環境を守るといことを忘れないで議論したい。販路を拡大していくといのは難しいが、農林水産省がもっと P R すべき。今は誰が地域で啓発を行っているか。

今村：生産者である。

保田：福田氏から格調高い意見があつた、と記録に残しておいて。

島崎：今村委員から発言のあつた格付数量とほ場の確認については、検査員がきちんと確認をしていなかったといことで、登録認定機関が確認しないとい意味ではない。

保田：今村委員の発言は、例えば 10 アールのほ場での標準収量で格付数量を考えては困るといこと。検査員も書類だけで格付数量は判断できないとい趣旨である。

今村：慣行栽培では、有機農家へ資材の流入を防止することとしているが、飛散した場合は有機農家が被害者であつても責任を取らなければいけない。そこは農薬取締法や J A S 法の関係で何らかの措置ができないか。ほ場に緩衝地帯を設けていても、農薬がかかる可能性はあるといことについては、対策を取っていただきたい。

保田：検査業務のあり方の一環として考えていく。事業者の努力について、忘れずに論議したい。

岩井：アメリカの港からの要望で、有機食品の輸出の際に、アメリカの倉庫で一括して有機認定して、日本の地方の港に輸入したいという話がある。現状では、アメリカの有機食品の輸出品の受け入れは東京や横浜のような大きな港でないと出来ないため、外国の輸出業者が有機 J A S マークをつけられるよう考えていただきたい。

金子：現在、輸出業者の認定は出来ないが、海外の生産者に認定生産行程管理者になれるというのではお金がかかるので、今のような話になる。

島崎：現状では出来ない。認定を受けた事業者が格付けをする。一般 J A S は認定輸出業者を認めているが、有機 J A S では認めていないので、同等性の制度を輸入業者に活用していただく。

保田：有機 J A S 規格の見直し時に要求や提案をして欲しい。今後とも日々有機 J A S が進化できるようお願いしたい。

以上。